

一般社団法人日本データベース学会評議委員会規程

2021年4月1日制定

(目的)

第1条 本委員会は、我が国のデータベースコミュニティのあり方、本会のあり方、本会の事業や業務などにつき、高所大所から理事会に進言することを目的とする。

(組織)

第2条 本委員会に、委員長1名、並びに必要な数の委員を置く。

2. 委員長は会長とする。委員長に事故があるときは、あらかじめ会長が示した順序によって、副会長がこれにあたる。
3. 委員は次のもので構成する。

イ) 全維持会員

ロ) 理事の中から会長が指名する委員若干名

(任務)

第3条 委員長は、評議委員会を主宰する。

(任期)

第4条 委員長、理事の委員の任期は本会役員としての在任期間とする。

2. 前項以外の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、重任は妨げない。
3. 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の人気は、前任者の残任期間とする。

(招集と開催)

第5条 会長は、必要に応じて随時評議委員会を開催する。

2. 前項に関係なく、維持会員の委員総数の2分の1以上から委員会に附議すべき事項を示して委員会の招集を請求されたときには、会長はその請求のあった日から15日以内にこれを招集する。

(定足数)

第6条 本委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2. ただし、書面をもって他の出席者に委任した者はあらかじめ通知のあった事項についてはこれを出席者とみなす。

(決議)

第7条 本委員会の議事は出席者の過半数をもって行う。委員長は、議決権の行使を一旦留保した上、可否同数のときは、議長の決するところによることができる。

(理事会への報告)

第8条 本委員会の委員長は、本委員会の状況を適宜理事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2021年4月1日から施行する。